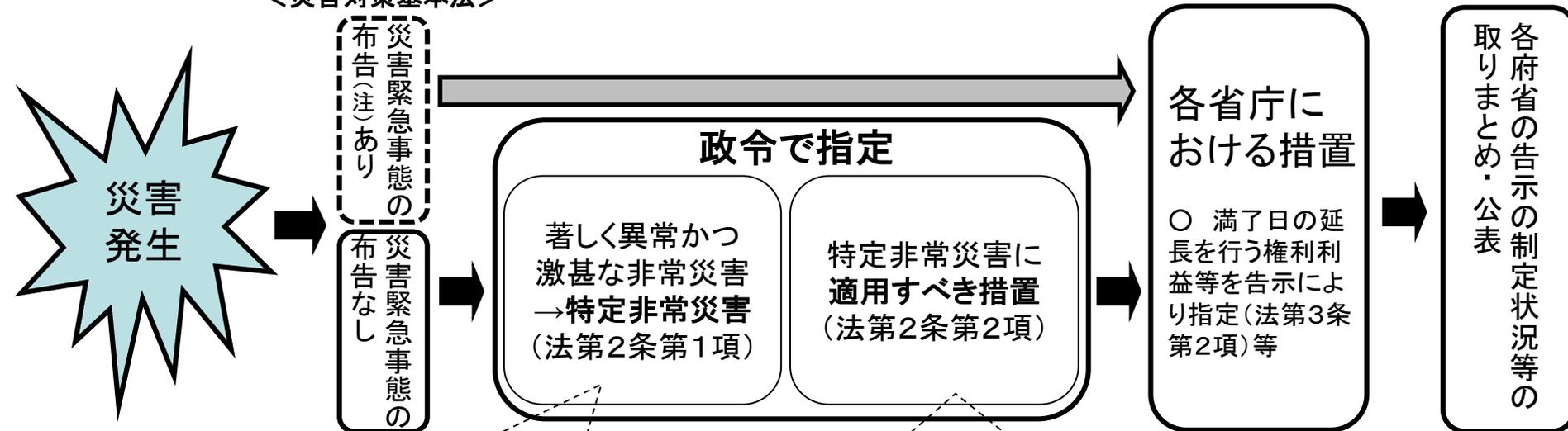


特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための 特別措置に関する法律(H8法律第85号)の概要

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の概要

<災害対策基本法>



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ①死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ②住宅の倒壊等の多数発生
- ③交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注) 国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの

- ・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
- ・未だ適用実績なし

適用すべき措置の内容

- ①行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
(例: 運転免許証(道交法92条の2))
- ②期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
(例: 薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法10条))
- ③債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ④相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)
- ⑤民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)
- ⑥景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条)